

③議案質疑1日 + 一般質問3日

◆議案審議の充実について（案）

目的：議案審議の充実
議会審議の活性化 } → 11月議会で試行

具体策 ○従来の大綱質疑は「議案質疑＋一般質問」であるが、5月、11月議会において、議案審議に特化した日程を設ける。
(2月、8月議会は、予算・決算議案が審議されるため、議案審議と一般質問の区別が困難)

○議案質疑の発言時間については、1日330分の審議時間÷議員数により算出した発言時間を基礎とする。



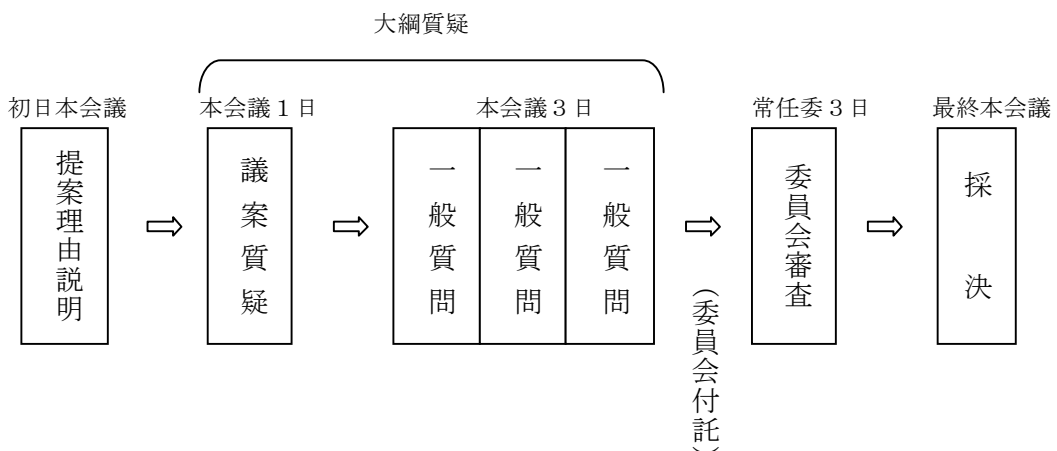
- 1 議案質疑【1日】 $330分 \div 52人 = 6分$
○会派等の持ち時間：6分×会派等人数（答弁時間を含む）
○議案質疑に限定して行う。
- 2 一般質問【3日】
○会派等の持ち時間：38分×会派等人数（答弁時間を含む）
○より議案に対する議論を深めるため、一般質問の場で議案に関連した質問を行うことも可能とする。

※会派等の発言順序や複数可（人数制限なし）などのルールは従前どおり

※同一議員が、議案質疑と一般質問の両方を行うことは可能

※議案質疑における会派等の残時間を一般質問に持ち越すことは不可

【5月、11月議会イメージ】



※11月議会で試行し、問題点を検証の後、翌年の5月議会に反映させていく。